

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課生活営業係
内線番号	4757

No.	項目	内容
①	処分名	組合又は小組合の振興計画の変更の認定
②	法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令
③	法令番号	昭和32年政令第279号
④	根拠条項	第6条第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>(振興計画の変更等)</p> <p>第六条 組合又は小組合は、法第五十六条の三第一項に規定する認定を受けた振興計画の変更をしようとするときは、変更後の当該振興計画が振興指針に適合し、かつ、前条に規定する基準に該当するものとして適当である旨の厚生労働大臣(※)の認定を受けなければならない。</p> <p>(※)生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第9条第1項の規定により、都道府県知事が処理することとされている。</p>
⑦	審査基準	<p>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第5条</p> <p>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第16条</p> <p>「食肉販売業の振興指針」(平成28年厚生労働省告示第40号)</p> <p>「食鳥肉販売業の振興指針」(平成30年厚生労働省告示第58号)</p> <p>「興行場営業の振興指針」(令和2年厚生労働省告示第51号)</p> <p>「旅館業の振興指針」(令和2年厚生労働省告示第52号)</p> <p>「浴場業の振興指針」(令和2年厚生労働省告示第53号)</p> <p>「飲食店営業(一般飲食業、中華料理業、料理業及び社交業)及び喫茶店営業の振興指針」(令和5年厚生労働省告示第90号)</p> <p>「飲食店営業(すし店)の振興指針」(令和5年厚生労働省告示第91号)</p> <p>「飲食店営業(めん類)の振興指針」(令和5年厚生労働省告示第92号)</p> <p>「理容業の振興指針」(令和6年厚生労働省告示第96号)</p> <p>「美容業の振興指針」(令和6年厚生労働省告示第97号)</p> <p>「クリーニング業の振興指針」(令和6年厚生労働省告示第98号)</p>
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 30日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	30日
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業係(075-414-4757)
⑬	備考	